

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が、令和 4 年 6 月 20 日付 R4-15300-00204 で行った公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 4 月 20 日付けで、長崎県情報公開条例(平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

特定複合観光施設(I R)の佐世保市への誘致、設置運営に係る交渉、協議の過程で、長崎県と事業者「KYUSHU リゾーツジャパン」及び「カジノ・オーストリア・インターナショナル・ジャパン(以下「CAIJグループ」という。)」との間で交わされた文書全て

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、①九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業基本協定書(以下「基本協定書」という。)及び②長崎県・佐世保市・ハウステンボス株式会社・CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN 株式会社(以下「CAIJ」という。)協議事項 4 者覚書(以下「4 者覚書」といい、基本協定書及び覚書を「本件文書」と総称する。)を特定し、基本協定書及び 4 者覚書それぞれ以下の不開示理由に当たるとして、令和 4 年 6 月 20 日付けで、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

- ・法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(条例第 7 条第 3 号ア該当)
- ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(同条第 6 号イ該当)

なお、別途、令和 4 年 6 月 20 日付 R4-15300-00204 で、「M I C E 誘致支援組

織準備会の理事の選出に係る依頼文書、就任承諾書、書面決議書」について開示決定を行っている。また、同日付同号で、「九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業基本協定書締結に係る協議録」及び「長崎県・佐世保市・ハウステンボス株式会社・CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN 株式会社協議事項4者覚書締結に係る協議録」について部分開示決定を行っている。

### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和4年8月12日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、開示することを求める」というものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

処分庁は、不開示決定の理由として、条例第7条「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（第3号ア）、「事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第6号イ）に該当する旨主張する。しかし、長崎県と同様にIRを推進する大阪府・大阪市は、基本協定書（大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書）の概要（添付書類②）をホームページで公開し、全文についても、大阪府の担当者は「要望があれば個別に提供している」としている（添付書類③）。それにもかかわらず、大阪府・大阪市はIR区域整備計画を府・市議会の可決を経て遅滞なく国に提出しており、協定書の公開によって法人の利益などを害したり、事業の適正な遂行に支障を及ぼしたりした形跡は見受けられない。総務省訓令第126号（平成13年3月30日、添付書類④）の第3「不開示情報該当性に関する判断基準」によれば、権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」<2(3)イ>とされている。また、事務又は事業の適正な遂行に「支

障を及ぼすおそれ」についても、「『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される」「『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する」<6(1)エ>とされている。基本協定書及び4者覚書を開示することによって生じる、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する「おそれ」が、「法的保護に値する」ものなのかどうか、並びに、事務又は事業の適正な遂行に及ぼすおそれのある「支障」が、「実質的なもの」なのかどうか、審査されたい。

<添付書類>

- ①本件処分が記載された公文書不開示決定通知書（令和4年6月20日付）
- ②大阪府・大阪市がホームページで公開している基本協定書の概要
- ③令和4年6月30日付毎日新聞長崎面
- ④総務省訓令第126号

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とする理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分について

本件文書の不開示部分は、法人の経営方針、財務等の内部管理に属する事項に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであること、また、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、契約、交渉等に係る事務に関し、県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものを含むことから不開示とした。なお、再度検討した結果、これらの理由は、条例第7条第3号ア及び第6号の不開示事由に該当するものと判断した。

##### 2 審査請求の理由に関する部分について

- (1) 審査請求人は、長崎県と同様にIR誘致を推進する大阪府・大阪市は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書の概要をホームページで公開しているが、協定書の公開によって法人の利益などを害したり、事業の適正な遂行に支障を及ぼしたりした形跡は見受けられないと主張している。

確かに、長崎県と大阪府・大阪市はIR誘致を目指しているという点では一致している。しかしながら、基本協定等をはじめ、IR誘致に向けた取組全般において、各々の目的や状況に応じて方針や提要进行を定めたうえで必要な続きを進めて

おり、その内容は必ずしも同一ではない。そのため、開示・不開示の判断は、それぞれ個別の事案に応じて判断する必要がある。

具体的には、長崎県における設置運営事業者の選定においては、5者の応募があり（大阪府・大阪市は1者のみ）、そのうち第二次審査に参加した3者と競争的対話を実施し、その結果を基本協定等に反映させている。競争的対話の内容は企業の経営方針やノウハウ等に関する情報を含むため、参加者に対して守秘義務を課しているが、仮に基本協定書が公開された場合には、参加者間において設置運営事業者の経営・ノウハウ等が明らかとなり、当該事業者の事業運営に影響が生じる可能性がある。こうした例からも、長崎県は、他地域の状況に関わらず、基本協定書について、条例に基づき、開示・不開示の判断をすべきものとする。

(2) 審査請求人は、基本協定書及び4者覚書を開示することによって生じる、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する「おそれ」が「法的保護に値する」ものなのかどうか、また、事務又は事業の適正な遂行に及ぼすおそれのある「支障」が「実質的なもの」なのかどうか審査されたい、と主張している。

#### ア 条例第7条3号

基本協定書は、九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の実施にあたり、長崎県と設置運営事業者等との間で締結されたものであるが、その内容には法人の保有する経営方針、財務等の内部管理に関する事項など、開示することにより当該法人等の事業運営が損なわれるとみとめられる情報や、事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報が含まれており、条例第7条第3号アに照らし、法的保護に値するものと判断した。

#### イ 条例第7条第6号

基本協定書及び4者覚書ともに、非公開を前提として、契約当事者と取り交わしたものであり、県が一方的に公開した場合には、相手方との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、本事業の適正かつ円滑な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがある。

加えて、本事業を遂行する上で、県は契約の当事者として事業者との間で交渉等を継続的に実施していくことが見込まれる。対象文書を開示した場合、県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれが想定される。

以上の理由から、条例第7条第6号に照らし、不開示とすることが相当である。

### 3 結論

前述のとおり、不開示部分は、条例第7条第3号ア及び第6号に該当するものであり、審査請求の趣旨及び理由に関する審査請求人の主張は当たらず、原処分

は妥当であると判断する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに  
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ  
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する  
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ  
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公  
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が不開示の理由としている条例第7  
条各号の規定等を確認したうえで、不開示決定の妥当性について判断した。

#### (1) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を  
営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものを不開示とすること  
を定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その  
他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもので  
あつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているも  
のその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らし  
て合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必  
要であると認められる情報は、上記に掲げるものであつても、開示するものと  
規定している。

#### (2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法  
人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることによ  
り、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適  
正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難

にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

### 3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

#### (1) 本件文書について

改めて実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

基本協定書は、事業者選定に係る審査の結果、優先交渉権者となったCAIJ等と県との間で、区域整備計画の作成や事業の実施体制等の基本的な事項について取り決めを行ったもので、令和3年8月末、事業者を選定した直後に締結している。公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第7条第3号アに該当するものと判断している。また、公開された場合、今後の事業者との円滑な契約交渉を阻害するおそれがあるので、条例第7条第6号イにも該当するものと考えている。

4者覚書は、設置運営事業予定者として選定されたCAIJグループの代表企業であるCAIJと県、佐世保市、ハウステンボス株式会社が、IR事業において、確実に事業推進を行うための細目について確認を行ったもので、令和3年10月1日付で締結している。基本協定書と同じく、条例第7条第3号ア及び第7条第6号イに該当するものと判断している。

また、現在、国による区域整備計画の認定審査手続き中であり、まだ認定が決まっていない状況で公開されると今後の行政手続き上影響があるという判断を

しているとのことであつた。

(2) 開示、不開示の判断について

本件文書は、県とCAIJ等との間で非公開を前提として、契約当事者（佐世保市を除き民間会社）と取り交わした文書である。そして、区域整備計画については、現在、国の認定審査手続き中とのことである。

このようにまだ国の認定が決まっていない状況において、県が一方的に公開した場合には、相手方との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、本事業の適正かつ円滑な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあり、加えて、本事業を遂行する上で、県は契約の当事者として事業者との間で交渉等を継続的に実施していくことが見込まれることから、県の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれが想定されるという実施機関の主張は、俄かには否定し難いと思料する。また、このような状況においては、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの主張についても同様である。

そうすると、国の認定が決まっていない現状においては、条例第7条第3号ア及び第7条第6号イに該当するとの判断もやむを得ないものと思料する。よって、実施機関がこれを不開示決定とした本件処分は妥当である。

(3) なお、本審査において、開示できる部分があるのではないかとの意見もあつた。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 付言

現時点における結論は前記第1のとおりであるが、実施機関は、区域整備計画に係る国の決定後においては、積極的に情報を公開するよう努めていただきたい。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年7月7日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年10月10日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和5年11月7日	・審査会（審査）
令和5年11月10日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長